第七号様式（第十六条関係）

（Ａ４）

住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の
状況についての届出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第１２条第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年　　月　　日

届出時の免許証番号
商号又は名称
郵便番号
主たる事務所の所在地
氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
電話番号
ファクシミリ番号

東京都知事　　殿

記

１　基準日　　年　　月　　日

２　住宅販売瑕疵担保保証金の供託について

２－１　１の基準日前６月間に引き渡した販売新築住宅について

（１）販売新築住宅（その床面積の合計が令第５条に定める面積以下の販売新築住宅又は令第６条第１項に規定する販売新築住宅を除く。）の戸数

イ

（２）①その床面積の合計が令第５条に定める面積以下の販売新築住宅（令第６条第１項に規定する販売新築住宅を除く。）の戸数

ロ

②法第１１条第３項の算定特例適用後の戸数（ロ × ０．５）

ハ

（３）①令第６条第１項に規定する販売新築住宅（その床面積の合計が令第５条に定める面積以下の販売新築住宅を除く。）の戸数

ニ

②令第６条第２項の算定特例適用後の戸数

令第６条第１項の書面に記載された２以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担割合の割合	令第６条第２項の算定特例適用前の戸数	令第６条第２項の算定特例適用後の戸数
合計戸数	ニ	ホ

（４）①その床面積の合計が令第５条に定める面積以下の販売新築住宅であって、かつ、令第６条第１項に規定する販売新築住宅であるものの戸数

へ

②法第１１条第３項及び令第６条第２項の算定特例適用後の戸数

令第６条第１項の書面に記載された２以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担割合の割合	法第１１条第３項及び令第６条第２項の算定特例適用前の戸数	法第１１条第３項及び令第６条第２項の算定特例適用後の戸数
合計戸数	へ	ト

（５）住宅販売瑕疵担保保証金の算定の基礎となる販売新築住宅の合計戸数

イ ＋ ハ ＋ ホ ＋ ト ＝ チ

２－２　１の基準日前１０年間に引き渡した住宅販売瑕疵担保保証金の算定の基礎となる販売新築住宅の合計戸数

リ

２－３　１の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の基準額

２－４　金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
			(計)ヌ

２－５　有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
								(計)		(計)ル

２－６　振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
				(計)ヲ

２－７　１の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

ヌ ＋ ル ＋ ヲ ＝

３　１の基準日前６月間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅のうち、住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅販売瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付した新築住宅について
（すべて供託のため省略）

４　１の基準日前６月間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅の合計戸数

注１　「販売新築住宅」とは、法第１１条第２項に規定する販売新築住宅をいう。
注２　「販売瑕疵負担割合」とは、令第６条第１項に規定する販売瑕疵負担割合をいう。
注３　２－１（３）②及び（４）②の戸数の記載に当たり、小数点以下２位未満の端数が生ずる場合にあつては、当該端数を切り上げて記載するものとする。
注４　２－２の合計戸数の記載に当たり、１の基準日前１０年間に届け出た本様式のチの値を合算して算出したものを記載するものとする。
注５　２－５の割合は、第１５条第１項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。